



ギムナジウム

旧市街のレムゴには、前述の聖ニコライ教会のほか、ケンペルが子供の頃通っていた学校やケンペルの本を初めて出版した印刷所が現在でも残されている。中世の面影を残す家並みも多く残されている。また、レムゴには、ケンペルを記念する新ゴシック様式の顕彰碑があり、その脇には、元日本国際医学会会長でレムゴのケンペル協会の名誉会長であった石橋長英博士がレムゴへ送った水原秋桜子の俳句の石碑がある。「花と咲く元禄の世の 見聞記 秋桜子」と刻まれている。

今回、オオミスジという蝶が縁

となって、私はケンペルについての知識を深め、故郷であるレムゴの名前を知りレムゴを訪問することができたうえ、ヴァイス氏らと知り合いになったことは最大の喜びであった。レムゴのギムナジウムは、現在、日本語コースもあり高知県と交流があり、留学生も送っている。300年以上も前にケンペルによってヨーロッパへ紹介された日本と彼の故郷であるレムゴが時代を越えた現在も交流していることを聞くと感慨無量であった。

お知らせ

北海道医師会母体保護法医師指定の取扱規程 ならびに取扱規程細則の改正について

◇総務部◇

平成18年9月17日開催の第126回北海道医師会臨時代議員会におきまして、当会母体保護法医師指定取扱規程ならびに取扱規程細則が改正され、平成19年4月1日より施行されました。

つきましては、主な改正点を再度お知らせしますので、ご承知お祈いします。

特に、指定書を「紛失」または「毀損」した場合には、再交付申請の際に審査料（5,000円）が必要となりますので、お手元の指定書の保管には十分ご留意願います。

また、申請書類（様式）が全面的に改められましたので、申請手続きの際は、改正後の様式にて申請いただきますよう郡市・医育機関医師会にご連絡下さい。

●●● 主な改正点 ●●●

1. 指定医師の要件に、「医師免許取得後5年以上経過」として年数を明記したこと。また、研修期間中の実地指導を「受けなければならない」と限定したこと。
2. 医療施設の入院設備は原則とし、後方支援体制の用意を明文化したこと。
[平成19年8月28日(火)開催の第10回常任理事会において「母体保護法医師指定の指定要件の『入院設備』の取扱いは、『初期中絶』と『中期中絶』を区別せず、原則保有を条件とする」との方針を決定]
3. 研修機関の条件として、開腹手術には「腹腔鏡手術を含む」とし、分娩数を「120件以上」としたこと。
4. 人工妊娠中絶手術後の届出義務に、「ゼロ件数の報告義務」を追加したこと。
5. 指定の更新にかかる研修の受講は、生涯教育講座等であっても「産科・婦人科医療に関するもの」に限定したこと。
6. 指定書を「紛失」または「毀損」した場合には、再交付申請（審査料5,000円）を必要としたこと。